

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 325
処分の種類	工事費用の受益者への負担命令、特別水利使用者への費用負担命令			
根拠法令条例等・条項	河川法第70条第1項、同法第70条の2第1項			
処分の概要	河川工事により利益を受ける者への工事費用の負担命令 特別水利使用者に対するその利益に応じた河川管理施設の管理費用等の負担命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	-			